

資料編

1. エネルギー使用量（平成 20 年度～24 年度）の整理
2. 温室効果ガス排出量（平成 20 年度～24 年度）の整理
3. 省資源（平成 20 年度～24 年度）の整理
4. 使用量目標達成状況の整理
5. 温室効果ガス排出量目標達成状況の整理
6. 計画進捗状況の整理

要綱等

- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱
- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱
- 宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領
- 宜野湾市グリーン購入基本方針
- 地球温暖化対策の推進に関する法律抜粋

資料編

1. エネルギー使用量（平成20年度～24年度）の整理

これまでのエネルギー使用実績を集計し、図と表にまとめます。

①電気使用量（主な使用機器：クーラー、照明、OA機器等）

電気/Kwh	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度 比(%)	前年度比 (%)
H17	1,283,311	2,558,970	1,591,231	239,055	307,221	5,823,410	11,803,198	100	—
H20	1,078,941	2,668,554	1,681,569	240,345	193,404	6,144,242	12,007,055	102	—
H21	1,064,615	2,593,724	1,577,605	225,524	192,198	5,592,121	11,245,787	95	-6
H22	1,024,724	2,598,470	1,597,929	219,498	191,570	5,691,651	11,323,842	96	1
H23	973,554	2,634,282	1,619,129	215,734	190,205	5,448,849	11,081,753	94	-2
H24	1,014,697	2,659,384	1,552,539	201,209	177,117	5,280,962	10,885,908	92	-2

表 1-1 電気使用量

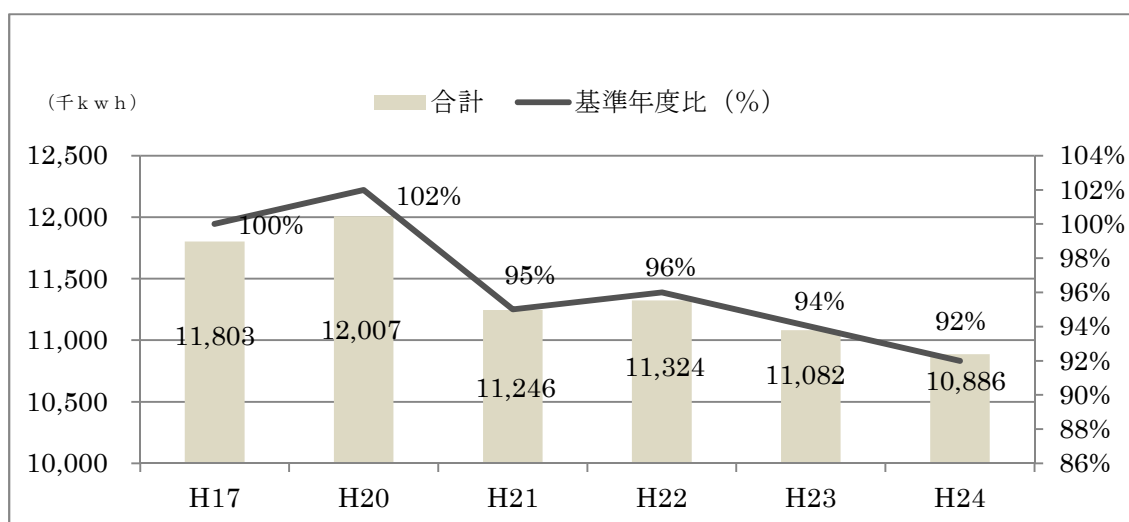


図 1-1 電気使用量

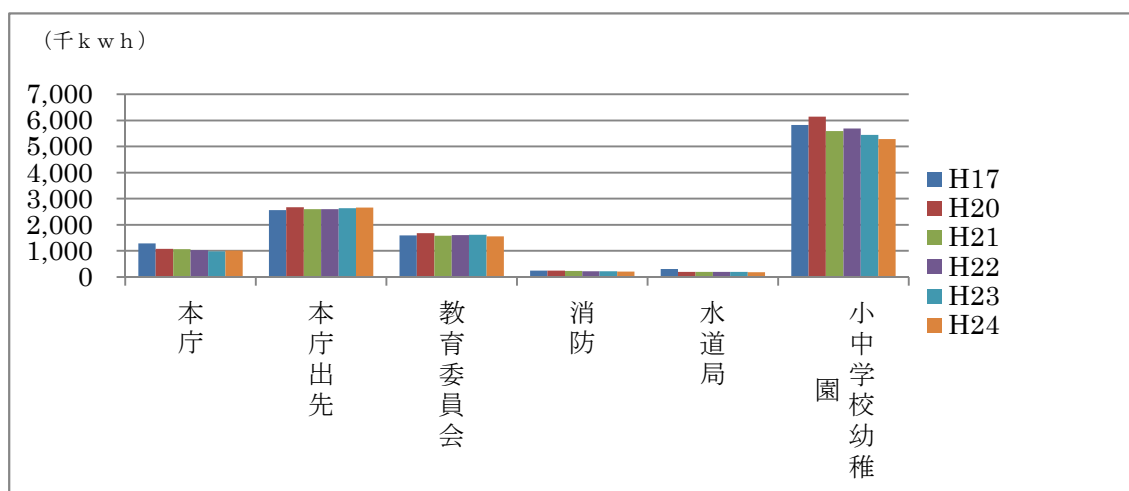


図 1-2 部門別電気使用量

②LP ガス使用量

ガス /m ³	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	564	5,947	4,708	220	120	721	12,281	100	—
H20	515	5,589	3,754	184	65	321	10,428	85	—
H21	543	4,479	3,554	202	93	401	9,272	75	-11
H22	596	5,143	3,681	194	51	409	10,074	82	9
H23	647	8,284	3,726	204	52	331	13,244	108	31
H24	626	4,021	3,710	192	26	241	8,816	72	-33

表 1-2 LP ガス使用量

※平成 17 年度（基準年度）との比較のため単位を（m³）に統一しています。第 3 章では、（kg）を用いているため平成 24 年度分使用量の数値が異なっています。

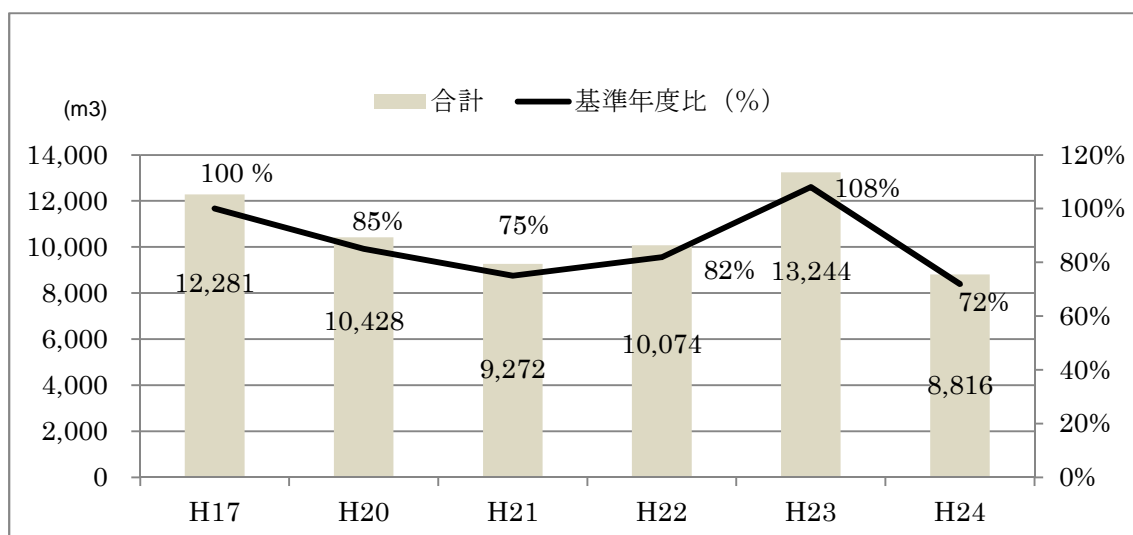


図 1-3 LP ガス使用量

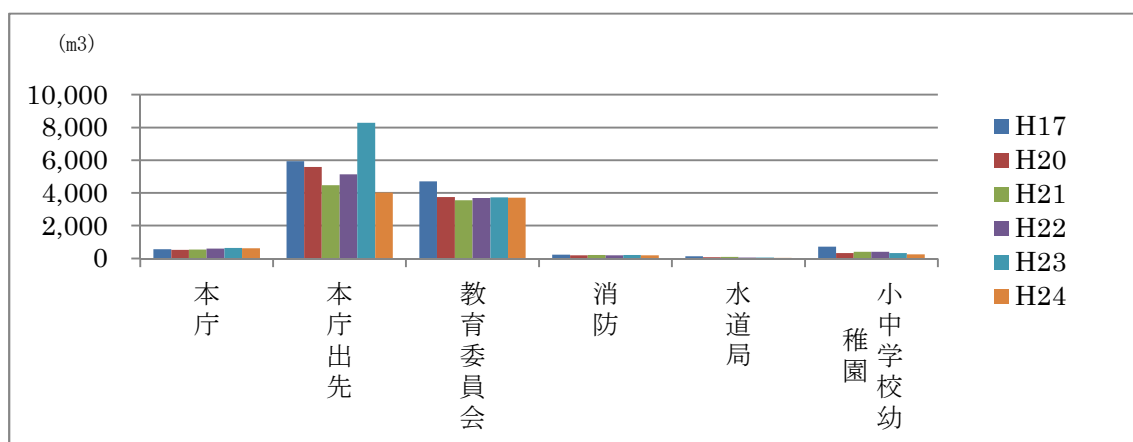


図 1-4 部門別 LP ガス使用量

③灯油使用量

灯油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	0	1,901	10,348	2,288	0	0	14,537	100	—
H20	0	1,738	11,430	1,463	0	0	14,631	101	—
H21	0	1,759	7,881	1,454	0	0	11,094	76	-24
H22	0	2,859	8,484	1,571	0	0	12,914	89	16
H23	0	1,368	7,127	1,545	0	0	10,040	69	-22
H24	0	907	6,680	1,662	0	0	9,249	63	-8

表 1-3 灯油使用量

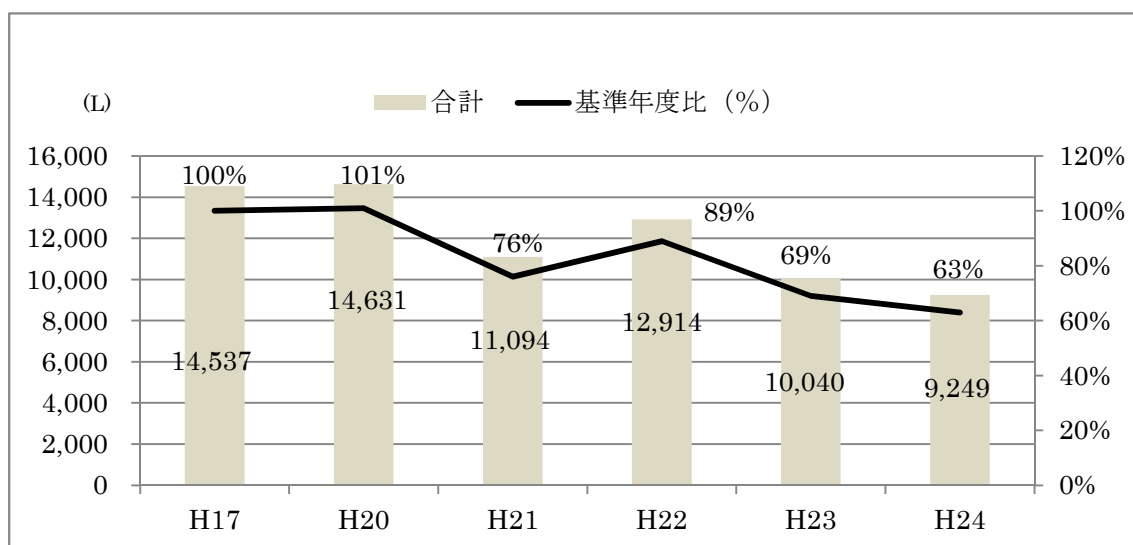


図 1-5 灯油使用量

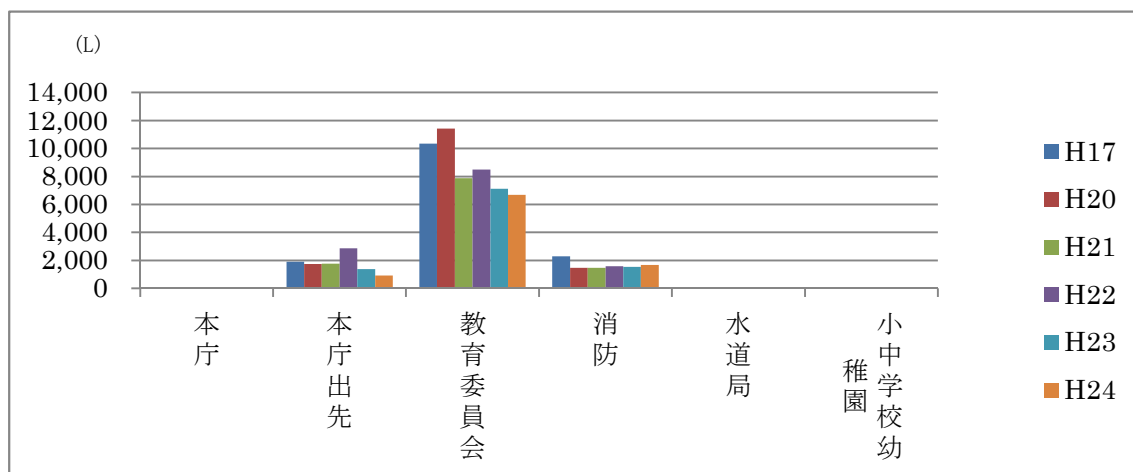


図 1-6 部門別灯油使用量

④重油使用量

重油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	0	40,286	135,899	0	0	0	176,185	100	—
H20	0	39,879	138,024	0	0	0	177,903	101	—
H21	0	36,934	137,734	0	0	0	174,668	99	-2
H22	0	31,285	132,860	0	0	0	164,145	93	-6
H23	0	27,735	140,346	92	0	0	168,173	95	2
H24	0	33,041	142,630	120	0	0	175,791	99	4

表 1-4 重油使用量

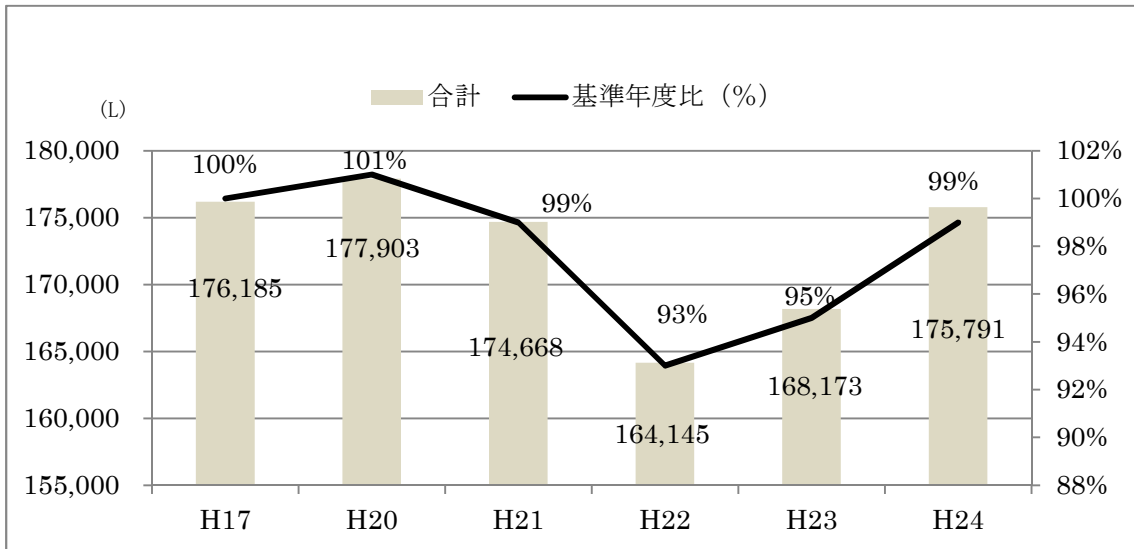


図 1-7 重油使用量

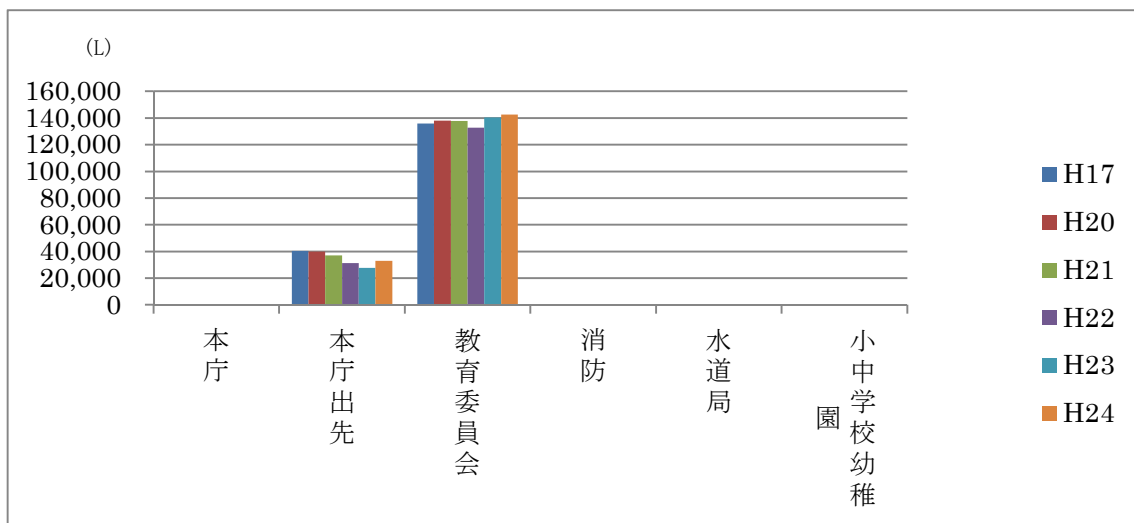


図 1-8 部門別重油使用量

⑤ガソリン使用量

ガソリン/L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	24,591	15,589	4,614	14,372	5,998	0	65,164	100	—
H20	31,686	15,448	3,187	16,096	5,045	0	71,462	110	—
H21	31,375	10,656	3,225	16,120	5,299	0	66,675	102	-7
H22	39,700	10,793	4,151	18,029	4,518	0	77,191	118	16
H23	33,933	8,209	3,644	16,538	4,367	0	66,691	102	-14
H24	33,860	7,926	4,474	18,319	4,201	0	68,780	105	3

表 1-5 ガソリン使用量

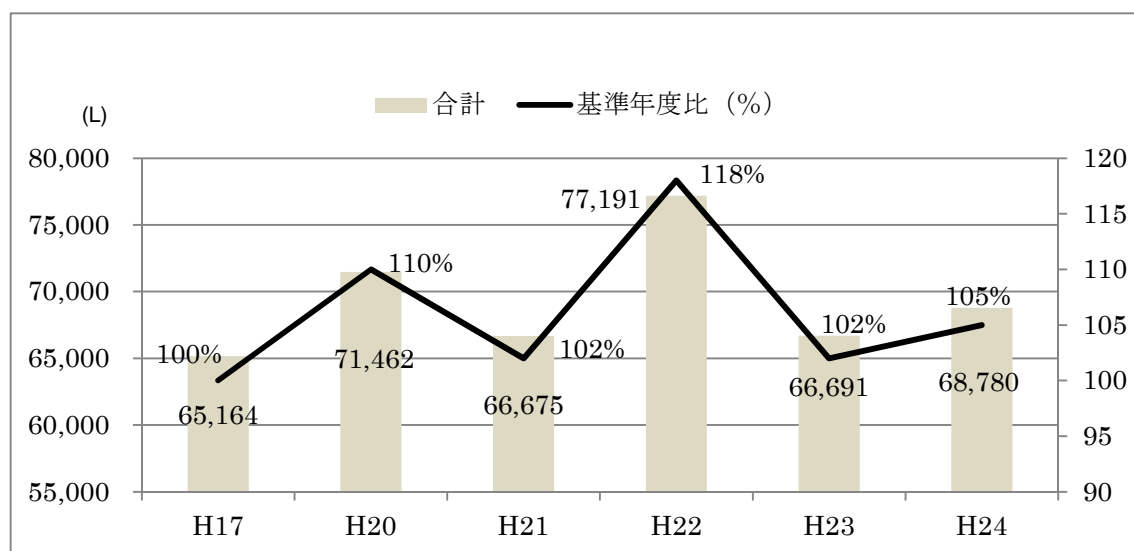


図 1-9 ガソリン使用量

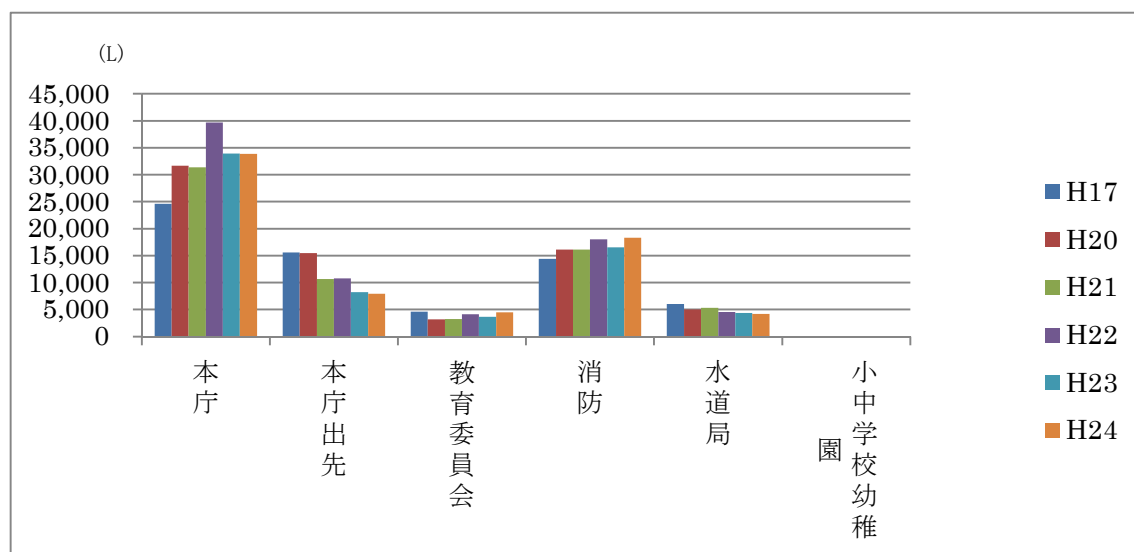


図 1-10 部門別ガソリン使用量

⑥軽油使用量

軽油 /L	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
H17	21,940	3,920	6,141	6,192	1,296	0	39,489	100	—
H20	18,744	2,275	9,342	6,574	761	0	37,696	95	—
H21	17,804	2,132	8,062	7,967	819	0	36,784	93	-2
H22	1,067	2,012	9,511	7,389	550	0	20,529	52	-44
H23	1,131	2,147	12,552	7,713	756	0	24,299	62	18
H24	965	2,178	7,223	7,618	460	53	18,497	46	-24

表 1-6 軽油使用量

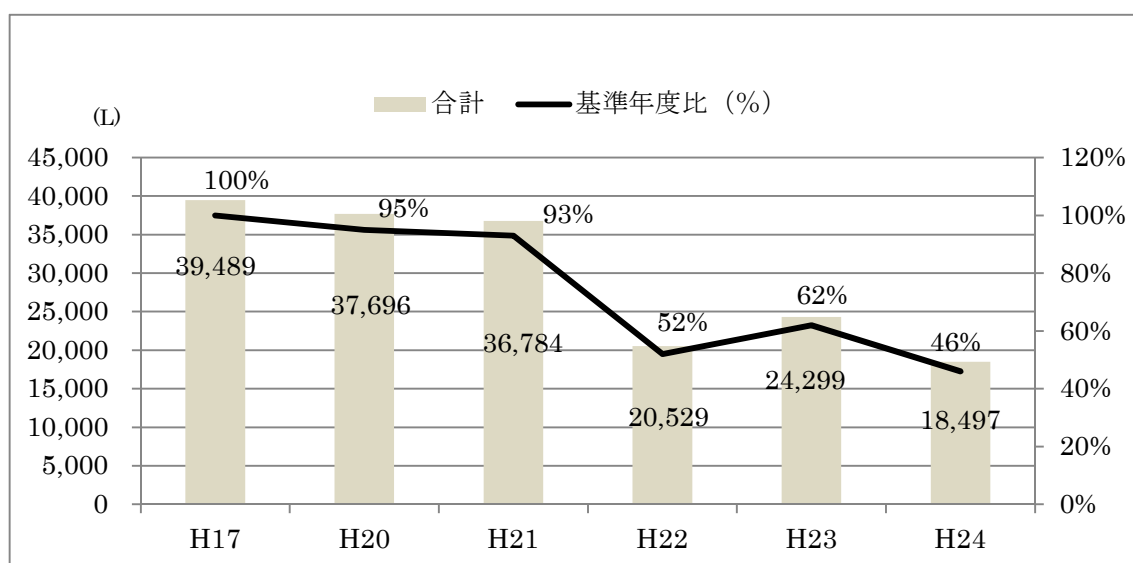


図 1-11 軽油使用量

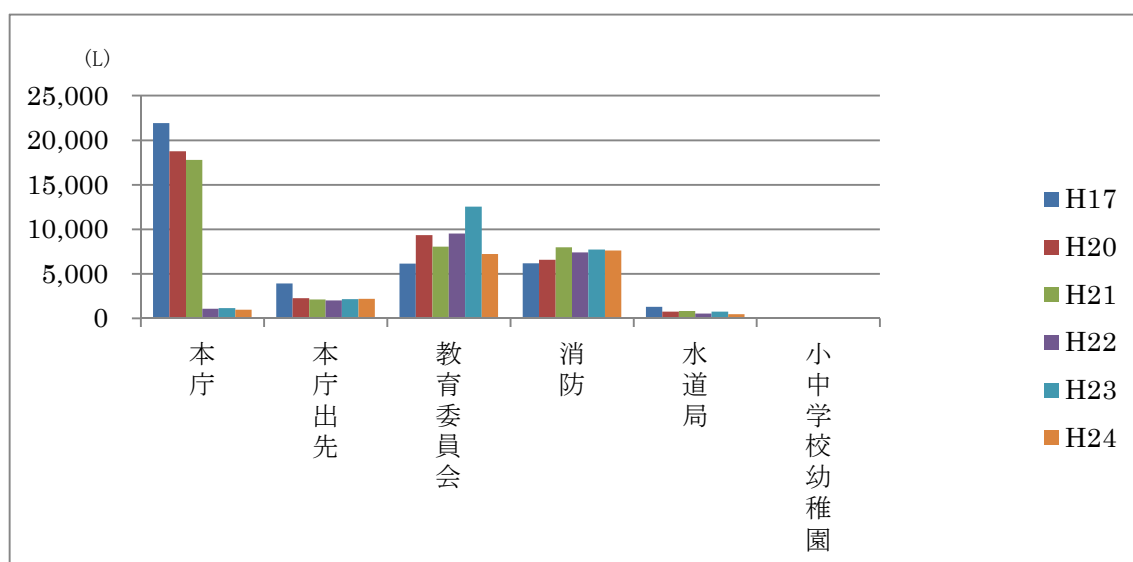


図 1-12 部門別軽油使用量

2. 温室効果ガス排出量（平成 20 年度～24 年度）の整理

平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量は 6812817 kg-CO₂ であり、前年度と比較して、減少しています。また、平成 17（2005）年度（基準年度）と比較しても、7.9%減少しています。

経年変化では、平成 20（2008）年度は増加しているがその後は毎年度、基準年度比で削減されている状況です。

※電気の消費による CO₂ 排出量の算出については、比較のため、デフォルト値（0.555 kg-CO₂/kwh）の排出係数を用いています。

※平成 24 年度については、デフォルト値の排出係数を用いているため第 3 章の平成 24 年度分排出量とは異なります。（第 3 章では、0.932kg-CO₂/kwh を使用）

（排出量の単位：kg - CO₂）

	H17	H20	H21	H22	H23	H24
二酸化炭素	7392774	7501994	7049586	7024858	6888417	6806167
メタン	176	225	210	187	194	244
一酸化二窒素	5202	5157	5114	4809	4672	6405
CO ₂ 換算合計	7398152	7507376	7054910	7029854	6893283	6812817
平成17年度比	-	1.5%	-4.6%	-5.0%	-6.8%	-7.9%

表 2-1 温室効果ガス排出量

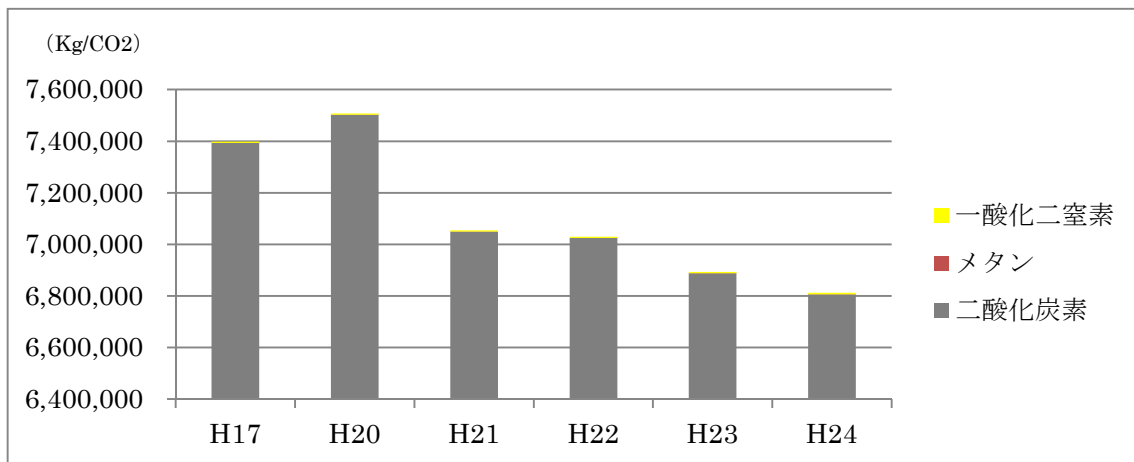


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移

温室効果 ガス	排出要因	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H17年度比 (%)	
		(基準年度)							
二酸化炭素 (CO2)	電気の使用	6,550,775	6,663,916	6,241,413	6,284,733	6,150,392	6,041,679	-7.8%	
	燃料 の 使用	LPガス	73,693	62,595	55,639	30,223	39,705	57,636	-21.8%
		灯油	36,190	36,424	27,618	32,149	24,994	23,026	-36.4%
		重油	477,396	474,410	473,773	444,772	455,687	476,329	-0.3%
		ガソリン	151,289	165,913	154,797	179,210	154,832	159,683	5.5%
		軽油	103,431	98,737	96,346	53,771	62,807	47,815	-53.8%
メタン (CH4)	自動車の走行	176	223	210	186	194	244	38.6%	
一酸化窒素 (N2O)	自動車の走行	5,202	5,158	5,114	4,809	4,672	6,405	23.1%	
合 計(CO2換算)		7,398,152	7,507,376	7,054,910	7,029,853	6,893,283	6,812,816	-7.9%	

表 2-2 排出要因別温室効果ガス排出量

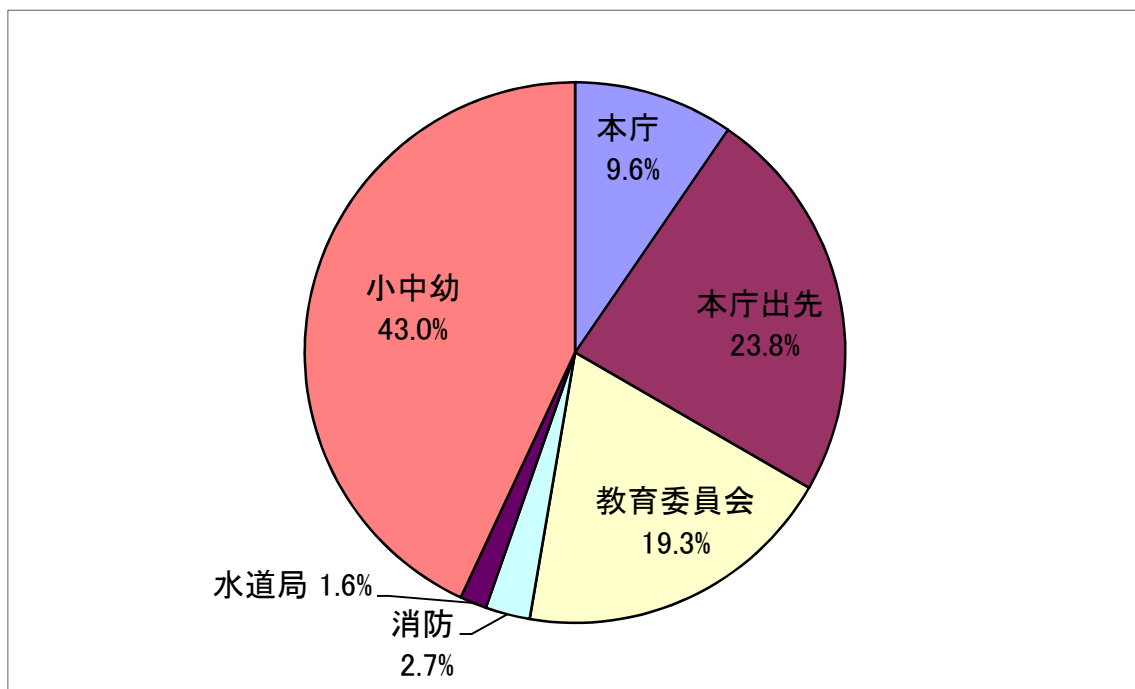


図 2-2 平成 24 年度 部門別温室効果ガス排出割合

※電気の排出係数が異なるため第 3 章の占有率とは数値が異なります。

3. 省資源（平成20年度～24年度）の整理

これまでの省資源（水使用量、紙使用量）の実績を集計し、図と表にまとめます。

水道 /m ³	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	8,106	53,796	38,385	2,153	480	110,949	213,869	100	—
H20	8,147	67,156	73,725	1,942	429	104,087	255,486	119	—
H21	7,765	73,193	39,699	3,101	438	109,761	233,957	109	-8
H22	8,844	56,726	39,187	2,670	448	100,268	208,143	97	-11
H23	9,106	77,838	40,873	2,449	455	94,259	224,980	105	8
H24	8,656	80,208	39,481	2,593	454	99,668	231,060	108	3

表 3-1 水使用量

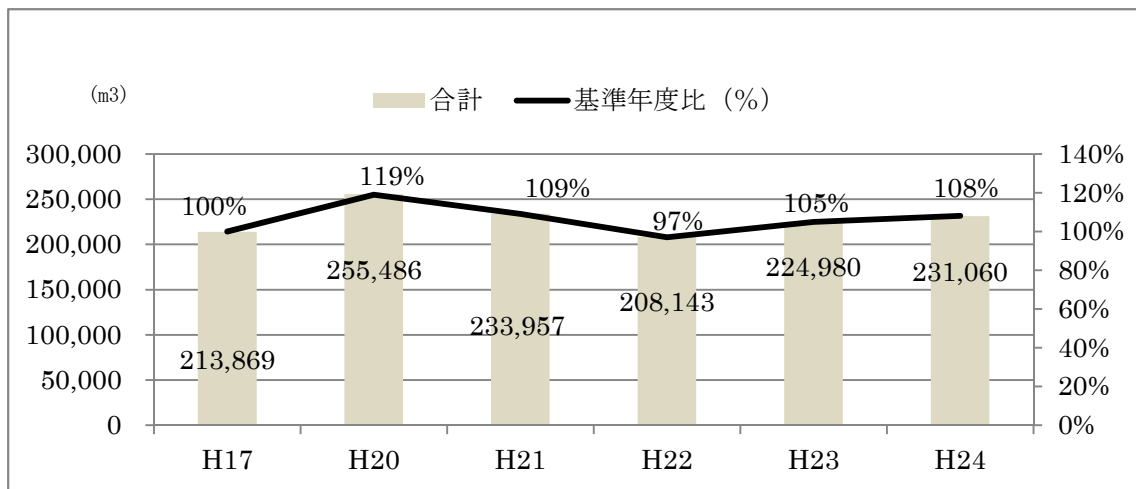


図 3-1 水使用量

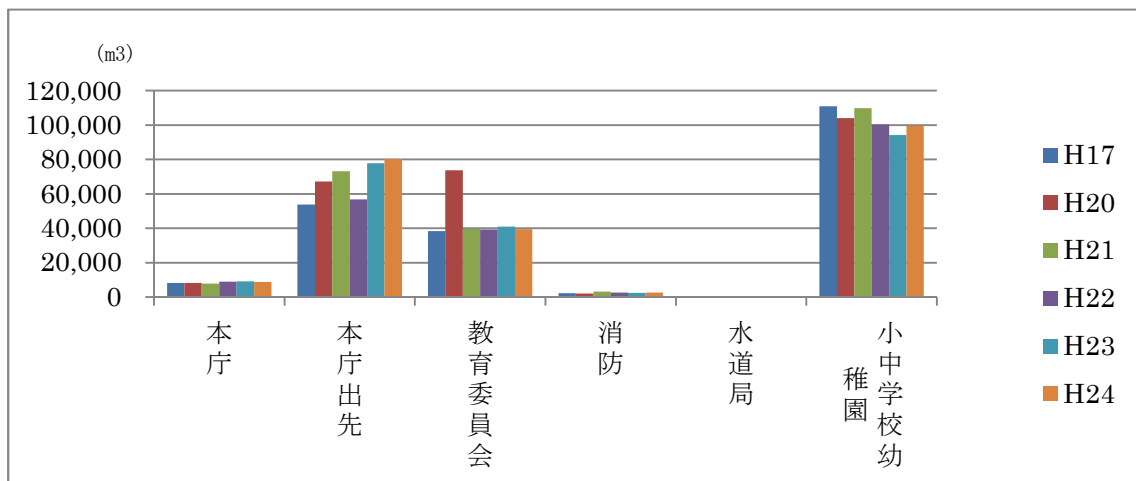


図 3-2 部門別水使用量

紙/枚	本庁	本庁出先	教育委員会	消防	水道局	小中学校 幼稚園	合計	基準年度比 (%)	前年度比(%)
H17	2,066,087	298,667	375,540	89,221	79,222	1,067,730	3,976,467	100	—
H20	2,772,624	345,410	574,854	128,251	101,713	0	3,922,852	99	—
H21	1,473,224	160,183	169,922	39,905	71,434	1,180,444	3,095,112	78	-21
H22	1,882,343	241,304	502,012	45,317	81,889	1,191,237	3,944,102	99	27
H23	1,789,657	265,549	543,167	40,662	98,585	1,218,265	3,955,885	99	0
H24	3,098,166	443,229	713,620	88,822	175,000	1,249,478	5,768,315	145	46

表 3-2 紙使用量

※H21 年小中学校幼稚園は取りまとめなし。

※H24 年度は、これまで取りまとめできていなかった分を追加したため大幅増となっている。

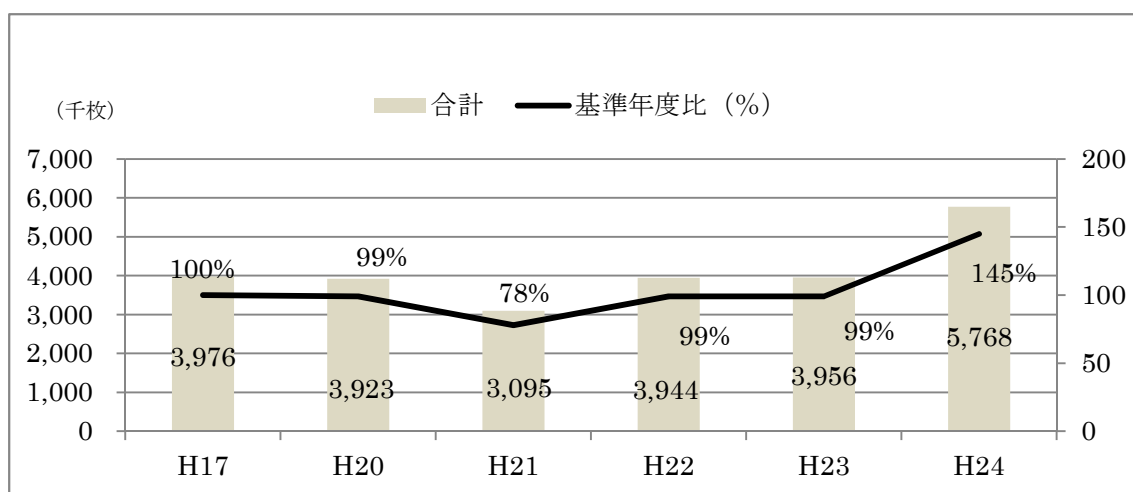


図 3-2 紙使用量

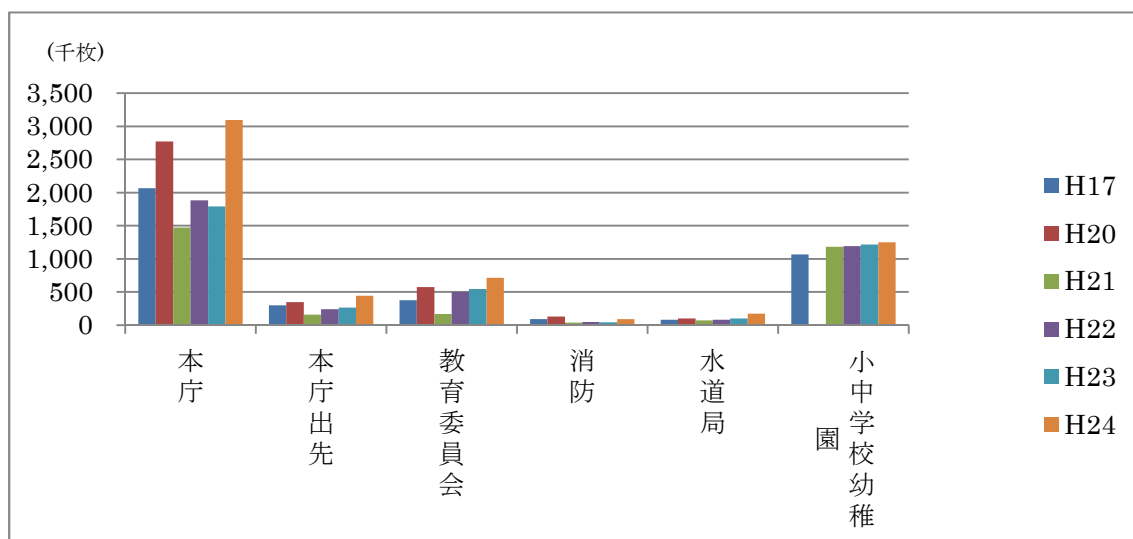


図 3-3 部門別紙使用量

4. 使用量目標達成状況の整理

計画では、平成 20 年度から平成 24 年度までの行動目標として全機関（対象機関）が重点的に取り組むもので、可能な限り数値目標を設定し進行管理を行うとされています。以下にこれまでの目標達成状況を整理します。

①省エネルギーの推進

分野	目標値	平成 24 年度増減率（基準年度比）	達成状況
電気使用量	基準年度比(H17) 6%以上の削減	-7.8%	○
LP ガス使用量		-28.2%	○
灯油使用量		-36.4%	○
重油使用量		-0.2%	×
ガソリン使用量		5.5%	×
軽油使用量		-53.2%	○

②省資源・リサイクルの推進

分野	目標値	平成 24 年度増減率（基準年度比）	達成状況
水使用量	基準年度比(H17)	8%	×
紙使用量	6%以上の削減	45%	×
廃棄物量及びリサイクル率	設定なし	把握なし	—

※廃棄物量及びリサイクル率の目標値、増減率については、各施設の廃棄物量やリサイクル状況の把握が困難なため、数値の設定を行っていない。

③グリーン購入の推進

分野	目標値	平成 24 年度達成率（基準年度比）	達成状況
グリーン購入実績	購入する品目の割合を 95%以上	把握なし	—

※物品購入については、各課独自で行っており、グリーン購入に係る購入実績の把握が困難であるため達成率の把握はしていない。

5. 温室効果ガス総排出量目標達成状況の整理

計画では、温室効果ガスの総排出量を平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に、平成 17 年度（基準年度）比で 6%削減を行うとされています。以下にこれまでの目標達成状況を整理します。

①温室効果ガス総排出量

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	基準年度比 (%) (平成 17 年度)
平成 17 年度 (基準年度)	7, 3 9 8	—
平成 20 年度	7, 5 0 7	1.5%
平成 21 年度	7, 0 5 5	-4.6%
平成 22 年度	7, 0 3 0	-5.0%
平成 23 年度	6, 8 9 3	-6.8%
平成 24 年度	6, 8 1 2	-7.9%

6. 計画進捗状況の整理

計画策定後の取組及び関連事業実施状況について、以下にまとめます。

①主な取組一覧

年	月日	項目	内容
H19	12/12	宜野湾市地球温暖化防止実行計画策定	平成 20 年度より計画実施
H20	1/15~24	宜野湾市地球温暖化防止実行計画パネル展	本庁舎一階ロビーにてパネル掲示
	6/21	CO2 削減/ライトダウンキャンペーン	本庁舎一斉消灯
	7/14~15	平成 20 年度エコリーダー説明会	事業説明等
	7/7	七夕ライトダウン	本庁舎一斉消灯 協力企業(株)ラウンドワン
H21	1/21~22	平成 21 年度エコリーダー説明会	事業説明等
H22	7/20	推進本部会議	実施状況報告(H20 年度分)
	2/10	ノーマイカーデーの実施 (周知)	ノーマイカーデー周知開始 (以後、毎月第 1・3 金曜日実施※当初は第 1・3 水曜日)
H23	4/22	推進本部会議	実施状況報告(H21 年度分)

	7/6～8/31	公共施設遮熱化促進事業	本庁舎屋上塗布・ガラス塗布
	8/29	エコドライブ教習会	エコリーダー対象事業(58名中21名参加)
H24	2/21	推進本部会議	実施状況報告(H22年度分)
H25	2/21	推進本部会議	実施状況報告(H23年度分)

資料：環境対策課

②省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入状況

年	月日	施設名	導入設備	備考
H21		水道局	空調機器・給湯器買い替え(省エネタイプ)	
H22	2/6	嘉数小学校	太陽光発電システム	10kw
	2/26	本庁舎別館屋上		79kw
H24	2/24	真志喜中学校		80kw
	4/27	普天間第二小学校		5kw
	10/14	水道局	LED照明機器(水道局1階)	

資料：環境対策課、教育委員会施設課

③低燃費車・低排出車(公用車)導入状況

部局名	課名	所有台数
総務部	総務課	4台
企画部	市民協働推進課	1台
基地政策部	基地渉外課	1台
市民経済部	市民課	1台
	環境対策課	3台
	雇用・企業対策室	1台
福祉推進部	福祉総務課	1台
	児童家庭課	2台
	保育課	1台
	障がい福祉課	2台
	保護課	4台
健康推進部	介護長寿課	6台
	国民健康保険課	3台
	健康増進課	3台

	健康支援課	1台
建設部	都市計画課	1台
	建築課	2台
	下水道課	3台
	区画整理課	1台
教育委員会	生涯学習課	1台
	施設課	1台
	学校給食センター	2台
水道局	業務課	3台
	施設課	4台
消防	—	7台
合計		59台
エコカー率	エコカー/全車両×100	36%

資料：環境対策課調べ（H25.5/2～5/10） 総務課管財係
（備考）報告件数 47 件 所有なし件数 23 件（各課エコリーダー調査依頼 計 81 名）
全車両数 163 台：車両一覧表（H25.4/1 現在）

宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第20条の3の規定に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）を策定するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) エコ計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員でもって組織する。

- 2 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、市民経済部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する審議が終了するまでとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、委員会の長になる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会をおく

- 2 作業部会は、別表第二に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会には、会長と副会長を置き、会長には市民経済部次長、副会長に

は環境対策担当課長をもって充てる。

4 作業部会は、委員長の命により、第2条に掲げる事項に関し、調査、検討し委員会へ報告する。

(庶務)

第8条 委員会、作業部会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表第一（第3条関係）

委員
副市長、総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、会計管理者、消防長、水道局長、教育部長、指導部長、議会事務局長

別表第二（第7条関係）

部局名	課名	職名
総務部	総務課	事業管理係長 管財係長
	契約検査課	契約検査係長
	行政改革推進室	行政改革班担当主査
	IT推進室	IT推進係長
企画部	企画政策課	事業管理係長 企画政策係長
	財政課	財政係長
基地政策部	基地渉外課	基地渉外係長
市民経済部	市民生活課	事業管理係長
	環境対策課	清掃指導係長
	商工農水課	商工振興係長
福祉推進部	福祉総務課	事業管理係長
健康推進部	介護長寿課	事業管理係長
建設部	都市計画課	事業管理係長 都市計画係長
消防本部	総務課	事業管理係長
水道局	総務課	総務係長
教育委員会	総務課	事業管理係長
	学務課	学務係長
市議会事務局		庶務係長

宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の全部局等が事務及び事業を執行する際、環境へ配慮した取り組みを率先して実行するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宜野湾市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）の推進に関すること。
- (2) エコ計画の決定、変更及び公表に関する必要な事項の報告に関すること。
- (3) エコ計画の進行管理に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び構成員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民経済部長をもって充てる。
- 4 部員は、総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、会計管理者、消防長、水道局長、教育長、教育部長、指導部長、議会事務局長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進本部は、本部長が必要と認めるときに招集し主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係職員に推進本部会議への出席を求めることができる。

(推進本部事務局)

第5条 推進本部の事務局は、環境対策担当課に設置する。

- 2 推進本部の庶務は、事務局にて処理する。

(推進会議)

第6条 推進本部の下に宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

- 2 推進会議は、各部局に設置する。

- 3 推進会議は、議長、副議長及び構成員（別表）をもって組織する。
- 4 推進会議は、推進本部を補佐し、推進本部に付議すべき事案について、協議、調整する。
- 5 議長は、各部局の次長をもって充て、副議長は、各部局の主管課長をもって充てる。
- 6 推進会議は、議長が必要と認めるときに招集し主宰する。
- 7 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 構成員は、各部局に所属する各課長級（筆頭係長等含む）で構成する。
- 9 議長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。
- 10 推進会議の庶務は、各部局主管課が処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 7 日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条関係）（推進会議の構成）

議長	各部局次長	
副議長	各部局主管課長	
各構成員 （各所属長等）	総務部	<u>総務課</u> 、人事課、市民防災室、契約検査課、IT推進室、行政改革推進室、税務課、納税課、議会事務局庶務課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、会計課
	企画部	<u>企画政策課</u> 、秘書広報課、財政課、基地涉外課、基地跡地対策課
	市民経済部	<u>市民生活課</u> 、環境対策課、市民課、商工農水課、雇用・企業対策室
	福祉推進部	<u>福祉総務課</u> 、児童家庭課、保育課、障がい福祉課、保護課
	健康推進部	<u>介護長寿課</u> 、国民健康保険課、福寿園、健康増進課、健康支援課
	建設部	<u>都市計画課</u> 、建築課、土木課、用地課（土地開発公社含む）、区画整理課、下水道課、施設管理課
	消防本部	<u>総務課</u> 、予防課、警防課、消防署、我如古出張所、真志喜出張所
	水道局	<u>総務課</u> 、業務課、施設課
	教育委員会教育部	<u>総務課</u> 、施設課、生涯学習課（中央公民館含む）、文化課（市立博物館含む）、市民図書館
	教育委員会指導部	<u>学務課</u> 、指導課、はごろも学習センター、青少年サポートセンター、各幼稚園・小学校・中学校、学校給食センター

（備考）

- 1 市議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・会計課は総務部に含む。
- 2 基地涉外課・基地跡地対策課は企画部に含む。
- 3 各幼稚園・小学校・中学校については、代表校の教頭をもってあてる。

宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領

(設置)

第1条 宜野湾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「エコ計画」という。）に基づく具体的な取り組みを推進するため、各課にエコ計画の推進員（以下「エコリーダー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 エコリーダーとは、各課において、エコ計画に基づく取り組みの先導的な役割を担い、各所属長が指名するもの（1名程度）をいう。

(所掌事務)

第3条 エコリーダーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各職場における温暖化防止活動の推進及び点検・評価・報告を行う。
- (2) エネルギー使用等の調査・報告を行う。
- (3) 各職員への意識啓発を行う。
- (4) その他エコ計画に関すること。

(報告)

第4条 エコリーダーは、エコ計画推進本部事務局の定める様式に基づき、定期的に点検・評価及びエネルギー使用等の調査を行い、その結果を各部局の主管課へ報告する。

(庶務)

第5条 エコリーダーに関する庶務の総括は、環境対策担当課にて処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、エコリーダーに関し必要な事項は、環境対策担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領は、平成25年4月1日から適用する。

宜野湾市グリーン購入基本方針

1. 目的

この方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 30 日法律第 100 号）第 10 条の規定に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実践し行政コストを削減することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針は、宜野湾市のすべての機関に適用する。

3. 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの段階における多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長時間の使用ができること。
- (5) リデュース（排出抑制）が可能であること。
- (6) リユース（再使用）が可能であること。
- (7) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (8) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (9) 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (10) 調達数量は、必要最小限とし、環境調達を理由に、物品調達の総量を増やさないこと。
- (11) その他、環境への負荷の軽減に資するものであること。

4. 対象物品及び調達手順

グリーン購入の対象物品は、別表に定めるものとする。また、対象物品以外についても、上記 3. 調達の基本原則に基づき、できる限り環境負荷の少ない物品を購入するものとする。この場合において、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断基準（以下「国の判断基準」という。）を満たす製品、公的機関や第三者機関等の認定する環境ラベルの表示のある製品又はこれと同等のものがあるときは、これらの製品を優先して購入するものと

する。

5. 調達物品の選定方法

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットなどを通じて次のデータベースなどを参照し情報を入手するものとする。

- (1) 環境省 グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

【<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/>】

- (2) 環境省 環境ラベル等データベース

【<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>】

- (3) グリーン購入ネットワーク GPN エコ商品ねっと

【<http://www.gpn.jp/econet/>】

- (4) 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

【<http://www.ecomark.jp/search/search.php>】

6. 調達の方法

担当職員は、物品を調達する場合は、次の事項を確認し購入手続を行う。

- (1) 品目名（購入する物品が、「グリーン購入対象物品か」「対象品の場合、環境配慮型製品か」）
- (2) 購入数量（必要性を十分に考慮した上で、適切な購入量か等）
- (3) 購入金額（従来品と比較して妥当な価格か等）
- (4) 納入業者（グリーン購入に協力的か、発注先が環境に配慮した事業者か）

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 25 年 5 月 8 日から施行し、改正後の宜野湾市グリーン購入基本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表

項番	分野	品目	判断基準
1	紙類	コピー用紙	国の「 <u>環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月)</u> 」の判断基準(以下「国の判断基準」という。)による。
2		トイレトペーパー	
3		ティッシュペーパー	
4	文具類	シャープペンシル	
5		シャープペンシル替芯	
6		ボールペン	
7		マーキングペン	
8		鉛筆	
9		スタンプ台	
10		朱肉	
11		消しゴム	
12		ステープラー	
13		事務用修正具(テープ)	
14		事務用修正具(液状)	
15		クラフトテープ	
16		粘着テープ(布粘着)	
17		はさみ	
18		カッターナイフ	
19		のり(液状)	
20		のり(澱粉のり)	
21		のり(固形)	
22		のり(テープ)	
23		ファイル	
24		バインダー	
25		事務用封筒(紙製)	
26		窓付き封筒(紙製)	
27		ノート	
28		タックラベル	
29		インデックス	
30		付箋紙	

地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

(平成十年十月九日)

(法律第百十七号)

第百四十三回臨時国会

小渕内閣

改正 平成十一年一二月二二日法律第一六〇号

同一四年六月七日同第六一号

同一七年六月一七日同第六一号

(同 一七年 八月一〇日同 第九三号)

同一八年六月二日同第五〇号

同一八年六月七日同第五七号

同二〇年五月三〇日同第四七号

同二〇年六月一三日同第六七号

同二三年六月二四日同第七四号

地球温暖化対策の推進に関する法律をここに公布する。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(平一四法六一・平一七法六一・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七法六一・一部改正)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。



宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

(第2次計画)

発行日 平成25(2013)年8月

編集発行 宜野湾市 市民経済部 環境対策課 環境指導係

住所：〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号

電話：098-893-4411 (代表)

ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>